

追加議員案第1号

精神障がい者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書の提出について

上記の議案を下記のとおり、地方自治法第112条及びさくら市議会規則第13条の規定により提出します。

○ 平成31年3月13日提出

さくら市議会議長 石岡 祐二 様

提出者 さくら市議会議員 福田 克之

賛成者 さくら市議会議員 高瀬 一徳

賛成者 さくら市議会議員 石原 孝明

賛成者 さくら市議会議員 石岡 祐二

賛成者 さくら市議会議員 角田 憲治

○ 賛成者 さくら市議会議員 小堀 勇人

精神障がい者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書（案）

現在、栃木県の重度心身障害者医療費の助成制度は、①身体障害者の程度が1～2級の方、②知的障害の程度が知能指数35以下の方、③知的障害の程度が知能指数50以下で身体障害の程度が3～4級の障害と重複している方となっている。

憲法14条では「法の下の平等」をうたっており、我が国では障害者権利条約も批准している。また、障害者差別解消法も制定され、県においては障害者差別解消条例も作られた。

このような状況にありながら、身体・知的障害者に適用されている栃木県重度心身障害者医療費の助成制度では、精神障害者は除外されている。

よって、さくら市議会として栃木県に対し、精神障害者を栃木県重度心身障害者医療費の助成制度の適用対象とするよう、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月13日

○ 栃木県さくら市議会議長 石岡 祐二

提出先

栃木県知事 福田 富一 様
栃木県議会議長 五十嵐 清 様

【提案理由】

議員案第1号は、精神障がい者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書の提出についてあります。

現在、栃木県の重度心身障害者医療費の助成制度は、①身体障害者の程度が1～2級の方、②知的障害の程度が知能指数35以下の方、③知的障害の程度が知能指数50以下で身体障害の程度が3～4級の障害と重複している方となっております。

憲法14条では「法の下の平等」をうたっており、我が国では障害者権利条約も批准しています。また、障害者差別解消法も制定され、県においては障害者差別解消条例も作られました。

このような状況にありながら、身体・知的障害者に適用されている栃木県重度心身障害者医療費の助成制度では、精神障害者は除外されています。

よって、さくら市議会として栃木県に対し、精神障害者を栃木県重度心身障害者医療費の助成制度の適用対象とするよう、必要な措置を講ずるよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものあります。